

また、実際に能力を活用できる場があるか否かの判断は困窮状況とは別個の判断であって、最低生活水準を維持できないからといって稼働能力の活用の要件が緩和されるべきではない²⁵。先に述べたように、生活保護給付などの社会国家的給付は、勤労の義務を尽くしたことを支給の条件とすることが憲法上許容され、生活保護法4条1項はそれを規定したものであると解される。生活保護法における補足性の原理の解釈としては、就労活動を行っていない場合の稼働能力活用の有無の判断は、控訴審判決の枠組みが妥当なものとする。

そもそも控訴審判決に対する学説の批判は、前述のように、一審判決はXの状況を個別具体的に判断したのに対し、控訴審は年齢・身体的負荷と地域における職業別常用職業紹介状況を勘案した有効求人倍率を就労の有無を消極に解する根拠としているという両判決の捉え方に立脚している。しかしながら、一審判決と控訴審判決において、公共職業安定所に対する求職活動の必要性に関する判断に差異が生じたのは、公共職業安定所の職業紹介を受けるには日雇労働被保険手帳が必要か否か、そして、Xは当該手帳を有していたか否かという事実に関する認定判断の差に起因するものと思われる²⁶。つまり、一審判決においては、公共職業安定所の職業紹介の利用の余地がないと判断されたため、就労の場として日雇建設労働のみが判断要素とされたにすぎないとも考えられる。仮に一審判決において、Xは公共職業安定所の職業紹介を利用できた判断されれば、控訴審判決と同様の判断になる可能性も十分にあり、その意味で、一般論を同じくする両判決は、必ずしも判断枠組みが異なると結論付けることはできないであろう。

3.3 生活保護受給中における稼働能力活用の判断

稼働能力活用の要件は、保護受給中についても妥当する。しかし、保護受給者が稼働能力を活用していない場合でも、直ちに保護が打ち切られる仕組みにはなっていない。生活保護受給世帯に稼働能力を有する者が存在し、その者が稼働能力を活用していなかった場合、求職活動等を行うことを求める旨の指導指示がなされ、当該指導指示に従わなかった場合等に、保護の変更、停止、廃止の処分がなされることとなる。以下、その判断基準についての行政実務・裁判例を検討する。

(1) 行政実務²⁷

行政実務では、「現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき」に必要なに応じて生活保護法27条による指導指示を行うとされている。この指導指示は、本人に対して又は親族、知己を介して求職活動を促すもので、そのための適切な助言、指導又はあっせんが行われる。これが適当でない場合は、公共職業安定

っている場合は、申請者の就労の有無についても個別具体的に判断すべきであり、就労可能性を過度に抽象化して考えるべきではないだろう。

²⁵ 稼働能力を活用していない場合で最低生活水準を維持できない場合でも、急迫保護（法4条、法7条但書）の対象となると考えられる。「急迫した事由」とは、生存が危うくされている場合など限定的に解されている。しかしながら、要保護者に対する迅速な保護の実施という要請に照らすと、すでに要保護状態が発生し申請とこれに対する保護の決定を待つ時間的余裕がない場合を含むとして、より広く解すべきとの主張がなされている（加藤他（2009）350頁）。本件では、Xは申請当時、所持金がなく、野宿の生活を送っていたのであるから、急迫保護の必要性を認める余地はあったように思われる。なお、2002年、ホームレスの自立支援等に関する施策の実施のために、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定、施行されており、それに合わせてホームレスに対する生活保護の適用にあたって、居住地がないこと、稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施すべきであるとした通達が出されている（平成15年7月31日社援保発0731001号）。

²⁶ 判タ969号146頁（判例解説）。

²⁷ 生活保護手帳（2009）306～308頁、310頁。

所への連絡、紹介等について必要な指導指示が行われる。

一般的に、生活保護法 27 条による指導指示は、当該被保護者²⁸に対して直接口頭により行われる。しかし、口頭による指導指示では目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭で指導指示を行うことが適切でないときは、文書によってなされる。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法 62 条により所定の手続きを経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなる²⁹ 30。

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者³¹については、具体的には以下のように当該被保護者の稼働能力の活用状況を把握し、指導指示がなされる。

まず、被保護者が現に就労している場合は、当該被保護者に対し、その勤務先、就労日数、収入額等を記載した収入申告書を原則として毎月提出すること、就労していない場合は、求職活動状況・収入申告書を毎月提出することを求める。申告されたこれらの就労・求職活動の内容が、当該地域における求人状況、賃金水準、就労日数、申告者の稼働能力等を勘案し、稼働能力が十分に活用されていないと判断される場合や求職活動の方法等について改善を図る必要があると判断される場合には、その要因を分析した上、自立支援プログラムへの参加勧奨を行うなど、必要な助言を行うとともに、支援方針の見直しが行われる。

このように、保護申請時とは異なり、稼働能力を有する被保護者がその能力を活用していないと判断された場合でも、当該被保護者の保護の必要性にも十分配慮した取り扱いがなされる。

(2) 裁判例

保護受給中の稼働能力の活用の有無の判断が直接問題とされた事案、すなわち、就労指導を行政処分としてその取り消しを求めた事案等は公開された裁判例としては存在しない³²が、就労指導の違法性の有無が争点の 1 つとなった最近の裁判例として、福岡地判平成 21 年 3 月 17 日判タ 1299 号 147 頁が挙げられる。本判決の論点は多岐にわたるが、生活保護の廃止処分を受けた X ら (X₁ 及び X₂、原告) が、当該廃止処分に先立ってなされた X₂ 及び X らの子 C に対する求職・就労の指示は、不可能を強いるものであって違法であると主張したため、当該求職・就労の指示の違法性の有無が争われた。その判断において、X₂ 及び C が自己の能力を活用していたか否かが問題となった。

²⁸ 当該被保護者に指導指示を行うことが適当でない場合は世帯主に対して行う。

²⁹ 当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分に先立ち、再度、生活保護法 27 条により書面による指導指示が行われる。

³⁰ 保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、一般的には次の基準による。①：当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行う。②：①によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除する。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法 62 条の規定により所定の手続きを経たうえ、保護を廃止する。③：②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止する。・最近 1 年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立ち入り調査拒否もしくは検診命令違反があったとき。・法 78 条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。・保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

³¹ 高等学校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者。ただし自立支援プログラムその他の実施機関による就労支援対策が実施され、当該被保護者の就労・求職状況が把握されている場合を除く。

³² 生活保護受給世帯の預貯金の使途に関する指導指示を行政処分であるとしてその無効確認を求めた事例として秋田地判平成 5 年 4 月 23 日判時 1459 号 48 頁がある。

本判決の事案については、X₂及びCの稼働能力の活用に関係する事項のみを要約する。

X₁ (X₁ (昭和30年生) 及びX₂ (昭和29年生)) は平成15年当時夫婦であり、その子ら (長女 (平成16年7月世帯分離)、三男C、次女) とともに世帯を形成していたが、生活保護を受給していた。

X₂について、X₁らの担当ケースワーカーHは、平成15年6月10日のX₁ら宅訪問時、求職活動を行うよう口頭指示した。これを受け、X₂は、同年6月ないし10月及び平成16年1月、月1回ないし3回程度、飲食店、スーパー、パチンコ店等に電話するなどして求職活動を行ったが、いずれも不採用となった。この求職活動状況につき、北九州市八幡西福祉事務所 (以下「本件福祉事務所」という) は、十分ではないと判断し、同年2月2日、X₂に対し、文書で求職活動・就労の指示 (1度目) を行った。平成16年3月ころ、X₂は、頭痛やだるさ、腰痛等の体調不良を訴えていたが、本件福祉事務所による病状調査に対し、X₂の担当医師は少なくとも「軽い仕事」は可能と回答した。

上記2月2日付け文書指示後、X₂は、同月中に3回、飲食店や弁当屋に電話し求職活動を行ったが、いずれも不採用となり、同年3月から5月までは、体調不良を理由に全く求職活動を行わなかった。そのため、本件福祉事務所は、同年6月7日、X₂に対し、文書で求職指示 (2度目) を行った。しかし、X₂は同月から同年7月15日までの間、体調不良を理由に求職活動を行わず、本件福祉事務所が提案した就職支援専門員による職業安定所の同行訪問も拒否したことから、本件福祉事務所は、同月16日付けで、X₂に対し、文書で求職指示 (3度目) をした。これを受け、X₂は、同年8月6日、就職支援専門員に伴われて職業安定所に行き、同月9日に調理員になるための面接を受けたが、不採用となり、同年9月上旬までの間、体調不良等を理由にそれ以外の求職活動は行わなかったため、本件福祉事務所は、同月8日付け (同月9日交付) で、文書による求職指示 (4度目) をした。その後もX₂は、求職活動を行わなかった。

C (昭和63年生) は、平成16年3月、高校1年生であったが、出席日数の不足やレポートの不提出等から、2年に進級するのは困難と分かり、退学することを決めた。そして、同月10日、X₁らとともに本件福祉事務所を訪れた際、このことをH₁らに報告したところ、H₁から、同年4月からは求職活動を行い就職するよう口頭の指導を受けた。

しかし、Cは、同年4月から7月までの間、引きこもりがちで、16歳という年齢で求人が少ないことを理由に、求職活動を行わなかった。また、その間、H₁らは、3回ほど、X₁らやCに対し、Cに引きこもり等の症状があるのであれば病院での受診や児童相談所への相談を行うよう提案したが、Cはこれに応じなかった。

同年8月、CとH₁との間で、Cが職業安定所に行って求職活動を行うとの約束がなされたが、約束の日であるいずれの日も、Cはいずれも職業安定所に行かず、同月中は他の求職活動もしなかった。

H₁らは、同年9月1日、CがX₂とともに本件福祉事務所を訪れた際、Cに求職活動を行うよう指導したが、Cは積極的な態度を示さなかった。そのため、本件福祉事務所は、同月8日付けで、Cに対し、文書で求職指示を行った。しかし、Cは、その後も、求人案内を見たが年齢的に合う仕事が無かったとして、求職活動をしなかった。

このような事実の下で、裁判所は求職指示の違法性の判断基準について次のように述べた。すなわち「本件福祉事務所の求職指示が違法であったか否かは、すなわち、X₂やCが『利用し得る能力を活用』 (法4条1項) していなかったといえるかという問題 (いわゆる補足性の要件の有無) であって、その判断は、稼働能力の有無、稼働能力活用の意思の有無、稼働能力活用の場の有無等を考慮して行うのが相当である」。このように述べた上で、本件福祉事務所がX₂及びCに対して行った求職指示について以下のように判断した。

X₂は、平成16年ころ、神経症、アトピー性鼻炎、滑膜嚢腫等の症状に悩まされるなど、心身の状況が良好であったとはいえ、また、求職活動状況からみると、自ら稼働し収入を得ようとする意欲は乏しかったものと認められる。これに加え、X₂は、50歳と比較的高齢であったこと、就職に有利と

いえるほどの学歴や資格はないこと、昭和 50 年ころ以降はほとんど職歴はなく、経験のある仕事もスーパーやパチンコ店の従業員等、求職活動に役立つほどのものではないことなどを考慮すると、X₂の稼働能力やその活用の場は多くはなかったといわざるを得ない。

しかしながら、X₂の各症状の診断をした医師は、X₂につき少なくとも軽い仕事は可能と判断していたものであり、稼働が不可能なほどに健康状態が不良であったわけではないと考えられる。また、X₂の年齢、学歴、職歴等を考慮しても、職業安定所を利用することなどにより、働く場を見つける可能性がなかったとはいえない。さらに、一般社会には体調不良や家庭の事情等の問題を抱えながら就労し何とか生計を立てている者も多く、稼働しないことを安易に認めるとすれば、他の被保護者や保護を受けていない低所得者層との関係で均衡を失することになり、(生活保護)法 4 条 1 項の趣旨に悖ることになる。

以上によれば、X₂は、利用し得る能力があったにもかかわらず、これを活用していなかった(補足性の要件を満たさない)ものというのが相当であり、本件福祉事務所の X₂に対する一連の求職・就労指示は適法であるというべきである。

C は、不登校で、友人も少なく、内向的で引きこもり傾向があり、心身の状態は必ずしも健全であったとはいえない。また、職業安定所に行く約束を何度も反故にするなど、就労の意欲は乏しかったといえる。これに加えて、16 歳という年齢や、高校を 1 年で退学し、職歴もないことなどを考慮すると、稼働能力を活用する場も多くはなかったと考えられる。

しかしながら、C に就業を不可能とするような客観的な心身の障害があったとは認められないし、引きこもり傾向があっても対人関係が苦手であっても就労可能な仕事はあり、稼働の場が全くなかったとはいえない。さらに、他の被保護者や保護を受けていない低所得者層との間の均衡も考慮する必要がある。

以上によれば、C の就労は不可能又は著しく困難であったとまではいえないから、C は利用し得る能力があったにもかかわらずこれを活用していなかった(補足性の要件を満たさない)ものというのが相当である。従って、本件福祉事務所の C に対する一連の求職・就労指示は違法とまではいえない。

(3) 検討

求職指示の違法性判断に関する本判決の一般論は、前述の裁判例(3.2(2))と同様のものであり、保護受給中の稼働能力の判断においても、被保護者の稼働能力の有無、稼働能力活用の意思の有無、稼働能力活用の場の有無を考慮するとしている。行政実務においても稼働能力の活用の有無については同様の基準で判断しており、生活保護法 4 条 1 項の解釈として妥当であろう。

具体的判断において、裁判所は本件福祉事務所による指導指示に違法はないと判断した。その前提として、前記説示の通り、X₂及びCは稼働能力を活用していないという判断がなされたが、本件においては妥当であるとする。保護受給中においても稼働能力活用要件は妥当するのであるから、少なくとも生活保護申請者に求められる程度の稼働能力活用が要求されると考える。したがって、保護実施機関が、稼働能力を有する被保護者に対して求職活動の履行を指示することは適法であろう³³。

また、この判決で注目すべきは、「一般社会には体調不良や家庭の事情等の問題を抱えながら就労し何とか生計を立てている者も多く、稼働しないことを安易に認めるとすれば、他の被保護者や保護を受けていない低所得者層との均衡を失する」と判示した点である。これまで、保護基準や資産の活用の判断において、一般国民の感情を考慮した裁判例は見られる³⁴が、貧困世帯や他の被保護者との均衡

³³ 指導指示は必要最小限度に止めなければならないという要件(生活保護法 27 条 2 項)にも抵触しないと考えられる。

³⁴ 例えば、秋田地判平成 5 年 4 月 23 日判時 1459 号 48 頁は、生活保護費等を原資とする預貯金について、「国民一般の感情から保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは」収入認定するべきでないとして述べている。

を考慮したものは公刊された裁判例には存しないと思われる。本判決が、能力活用要件の法的取り扱いが保護申請時と保護受給時とで異なっていることを念頭に置いているか否かは明らかでない。しかし、能力活用要件が保護申請時に実施要件として運用されている以上、保護受給時にも本来それは同様に機能すべきであって、その意味で保護の受けていない貧困者との均衡を考慮することは妥当であろう。

4. 結論

以上述べてきたように、稼働能力の活用の判断枠組みは、保護申請時と保護受給中とで変わるところはない。しかし、保護申請時に稼働能力を活用していないと判断された場合はそれを根拠に申請却下とされる可能性が高く、生活保護受給中に稼働能力を活用していないと判断された場合は、口頭による指導指示、文書による指導指示を経て、それでも当該指導指示に従わない場合に、保護の変更、停止処分、または、廃止処分がなされる。保護受給中に保護の変更、停止、廃止の処分に至るまでの手続きが慎重なものとなっているのは、被保護者の保護の必要性に十分配慮する必要があるからである³⁵。しかし、この運用は、稼働能力を有する者が生活保護を受けようとする時には、過度に保護決定を制約する方向に働く可能性がある一方で、現に生活保護受給している被保護者に対しては、稼働能力を活用するインセンティブを阻害する要因となる。その結果、本来、保護が必要な貧困者に対して保護が与えられず、保護が必要でない世帯に給付されつづけるという現象が生じうる³⁶。

この問題について、現行の生活保護制度の下で、法律の解釈、または、制度の運用で対応する場合、以下の2つの方策が考えられる。まず、保護申請時の稼働能力活用の要件を柔軟に解することである。例えば、現に就労場所が存在し稼働により直ちに最低生活を維持できることが明らかに認められるような場合に限って、保護の実施要件が否定されるといった解釈である³⁷。このように解釈すると保護の実施要件すなわち稼働能力の活用が否定されるための事実が認められるケースはほとんど存在しないとみられるが、この説の論者は、能力活用は、就労努力も含め、むしろ、保護を開始した上で、自立支援ないしソーシャルワークの一環として就労指導を行う場面で重視されるものであるべきとする³⁸。

しかし、これは生活保護の実施要件として能力の活用を規定する生活保護法4条1項の文言にそぐわない解釈であろう。また、本来、生活保護給付は自助努力を前提としてそれでも最低生活を維持できない場合に給付するものである。生活保護費は租税から支出されていることから、少なくとも支給要件に関しては、安易に拡大するべきではない³⁹。また、現在ケースワーカー不足等も指摘されており、生活保護受給者の自立支援も必ずしも効果的に行われていない状況下においては、望ましいもの

³⁵ 増永訴訟判決（福岡地判平成10年5月26日判時1678号72頁）は「指示違反を理由に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にも十分配慮する必要があり、特に保護の廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するような重大なものであることが必要であって、それに至らない程度の違反行為については、何らかの処分が必要な場合でも、保護の変更や停止などのより軽い処分を選択すべきである」とする。

³⁶ 前掲福岡地裁平成21年判決が、貧困世帯や他の被保護者との均衡を考慮したことは、このような状況に対する問題意識があったものと推察することもできる。

³⁷ 加藤他（2009）349頁は、保護受給中の能力活用要件の運用との比較という観点ではないが、迅速な保護の実施という生活保護法の趣旨等を根拠に保護申請時における能力活用の有無の判断においてこのような解釈を提示している。

³⁸ また、保護申請は原則14日以内に審査しなければならない（法24条）から、この間に能力活用の有無を厳密に判断することは困難であることも根拠の1つとする（加藤他（2009））。

³⁹ 貧困が大きな社会問題となっている今日においては、真にやむを得ず最低生活の維持ができない者も多いが、安易に生活保護に依存する者も散見されることも考慮すべきであろう。

とは思われない。

第二に、稼働能力を有する生活保護受給者に対して、就労活動をより促進するインセンティブを与えることである。具体的には、稼働能力を有するものの就労活動を行わない者を世帯分離し、結果としてその世帯の生活保護費を減額すること等が考えられる。しかしながら、生活保護法は世帯単位の給付を原則とし、世帯分離は例外的な取り扱いであることを規定し（生活保護法 10 条）、行政実務においても世帯分離は限られた要件でしか認めていない⁴⁰ことからすると、このような取り扱いで対処することは困難である。また、生活保護は貧困家庭の最後の拠り所である趣旨からしても、安易に給付額を減額することを許容する解釈は問題があろう。

結局、現行の生活保護制度は、稼働能力活用要件のみに着目してみても、稼働能力を有する者に対するセイフティネットとして機能させることが難しい制度設計となっているように思われる。稼働能力を有する貧困者への生活保障を図るためには、例えば、公共職業安定所との連携の強化等、生活保護制度の中に今以上に自立支援を促進する仕組みを組み込むか、また、生活保護制度とは別に貧困者に対する何らかの施策を講じる必要があるであろう。前者については、貧困が、多くの国民が直面しうる危険となりつつある現在においては、資産調査（ミーンズテスト）等を含む生活保護制度では自立・就労支援を拡充させるとしても運営主体にも受給者にも負担が大きいと思われる。したがって、稼働能力を有する貧困者に対する施策を生活保護制度とは別に構築する方が現実的であろう⁴¹。しかしながら、そのような検討を行うためには、生活保護制度の他の受給要件、給付単位・水準、自立支援施策等を検討し、稼働能力を有する貧困者に対する生活保護制度の機能を十分に把握する必要がある。本稿は、稼働能力活用という生活保護の一実施要件にのみ着目した考察にすぎないのであって、これらの検討は今後の課題としたい。

参考文献

- 西村健一郎（2002）『社会保障法』有斐閣
野中俊彦・中村陸男・高橋和之・高見勝利（2006）『憲法Ⅰ（第4版）』有斐閣
加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子（2009）『社会保障法（第4版）』有斐閣
生活保護手帳編集委員会（2009）『生活保護手帳（2009年度版）』中央法規
生活保護手帳別冊問答集編集委員会（2009）『生活保護手帳別冊問答集 2009』中央法規
丸谷浩介（2008）「保護の補足性と稼働能力の活用」西村健一郎・岩村正彦編『社会保障判例百選（第4版）』有斐閣
前田雅子（2000）「保護の補足性と稼働能力の活用」佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編『社会保障判例百選（第3版）』有斐閣
前田雅子（2002）「能力活用の意味の再検討」布川日佐史編『雇用政策と公的扶助の交錯—日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を衷心に』お茶の水書房
堀勝洋（2004）『社会保障法総論（第2版）』東京大学出版会
堀勝洋（1997）「身体の不調及び当時の雇用状況により就労困難な者がした生活保護の申請について医療扶助のみを行い生活扶助等を行わなかった処分が違法であるとされた事例（林訴訟第一審判決）」『季刊・社会保障研究』33巻1号90頁
小山進次郎（2004）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会

⁴⁰ 稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件に欠く者が存在する受給世帯の場合、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にあれば、世帯分離を認めるとの取り扱いがなされている（生活保護手帳（2009）131頁）。

⁴¹ その意味で、現在議論されつつあるいわゆるナショナルミニマムや給付付き税額控除等は考慮に値しよう。

中国における所得格差の要因分解

雍 煒

（横浜市立大学大学院国際総合科学研究科博士課程）

金子能宏

（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長）

1. 先行研究とデータのサーベイ

1978年鄧小平の改革開放政策は中国経済過去30年間の急速な経済発展をもたらしたと多くの研究者によくいわれる。その一方、このような一部のの人々及び一部の地域を先に豊かにする「先富論」を掲げ、沿海部に経済特区を設置し、優先的に発展させる改革開放政策こそ、中国の所得格差を拡大するきっかけになるだろう。確かに、改革開放以来、中国経済は急成長を遂げた。中国国家统计局によると、2007年まで中国経済は世界GDPの約6.2%を占め、世界順位はドイツを抜き、アメリカ、日本に次ぐ3位となった。しかし、経済が高成長するとともに、所得格差問題も日増しにクローズアップされ、深刻な社会問題として国際社会から注目された。所得格差は都市と農村間、沿海部と内陸部、都市内部、そして農村内部で、急速に拡大している。その格差をジニ係数でみると、中国の全国のジニ係数は80年代初期の0.3から、2000年代初期の0.45ぐらいに上り（Martin, Chen, 2004; Khan, Riskin, 2005; 周 2004; 王 2008）、国際的に公認されているジニ係数の警戒線0.40をすでに突破している。こうした中国経済成長と格差の拡大問題は国際社会から熱い視線を集めている。中国の所得不平等はどれほど深刻するか？どこまで拡大するか？その要因は何であろうか？如何に経済成長を続けて発展させると同時に、所得格差を縮小するか？そして、経済成長と不平等との逆U字関係を表すクズネッツ仮説は一体中国に当てはまるか？これらの疑問に答えるため、今まで多くの研究者は中国の統計データを用い、不平等を表すジニ係数、タイル尺度、平方変動係数などの推計を通して研究を行ってきた。

中国所得格差はいろいろな切り口で見ることができる。代表的な切り口は、①都市と農村間の格差、②都市及び農村内の格差、③沿海部と内陸部などの地域間格差の三つである（牛嶋、2006）。

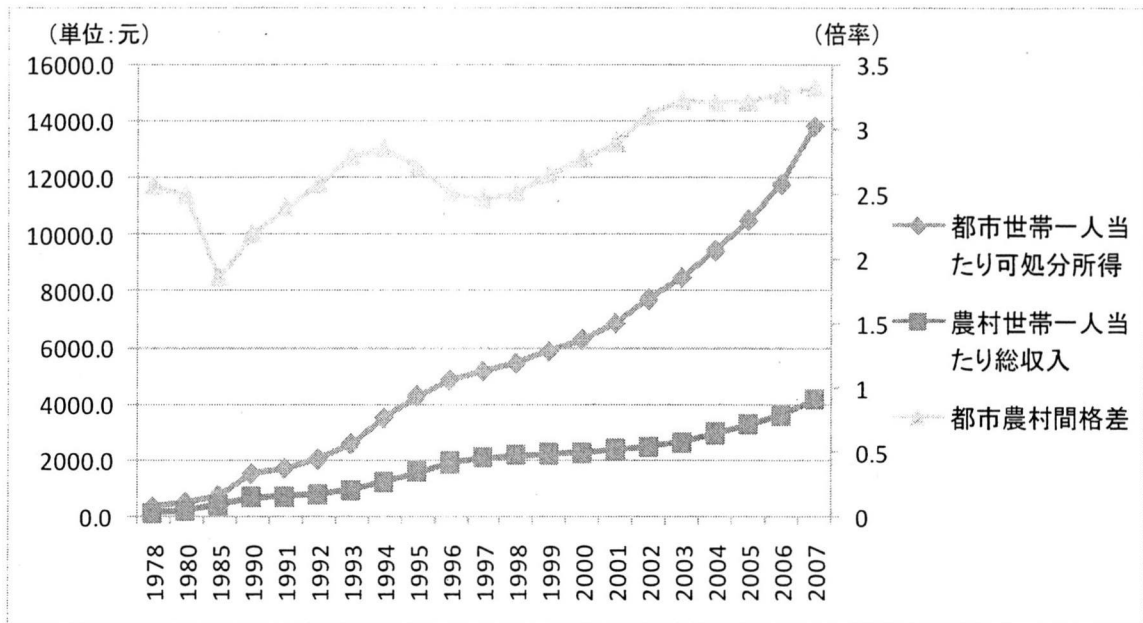
1、都市と農村間の経済格差

都市と農村間格差はいまに始まったわけではなく、実際のところ1949年の新中国成立の時代から始まっていた。その要因は様々であるが、主に工業重視・農業軽視、都市重視・農村軽視の政策により生じたといっても過言ではない（薛、2008）。その一方、1955年に作られた戸籍制度によって、中国は国民を都市部と農村部に分けた。そのため、農村人口の都市部への流入が制限され、都市部と農村部の間の二重構造社会になった。

現在中国では、依然として経済・社会的に都市部と農村部の二重構造を持っている。都市部と農村部との間の経済発展水準、収入水準、経済構造などの様々な面における差異は大きい。90年代にはいり、市場経済の推進にともない、都市と農村間の格差がさらに拡大してきた。こうした都市部と農村部の

二重構造は一朝一夕には解消しないであろう。

図1 都市部・農村部世帯一人当たり所得の推移



出所：『中国統計年鑑 2008』より作成

図1は1979年から2007年までの中国の都市部と農村部世帯一人当たりの平均年収の比較である。図からわかるように都市と農村間の格差がどんどん広がり、農村と都市との所得水準が著しく離れている。2007年においては、農村世帯一人当たり総収入は4140.4元に対し、都市世帯一人当たり可処分所得は13785.8元であり、約3.33倍となった。

一方、多くの研究では都市と農村間の格差が中国全体の不平等に大きな影響を与えていると指摘した (Tsui, 1993; Kanbur and Zhang, 1999; Ku and Perloff, 2004; 李・岳, 2004; Gustafsson and Li, 2002; 李・許, 2008 など)

その中で、Kanbur and Zhang (1999) は北京、天津、上海以外の28の省、1983年-1995年の都市部と農村部の各世帯の消費支出のデータに基づいて、中国の地域間の消費格差を要因分解した。その結果は都市と農村間の不平等は中国全体不平等を導く主要な要素であり、その寄与度は70%となった。

李・岳 (2004) は1995年と2002年の「中国国家調査」のデータに基づいて、タイル尺度を用いて、中国全体の所得格差を都市と農村間の格差、また都市部内部、農村部内部格差に要因分解した。その結果によれば、所得格差に対する都市と農村間の格差の寄与度は1995年の36%であり、2002年に43%まで上昇し、中国不平等の最大要因であることを明らかにした。

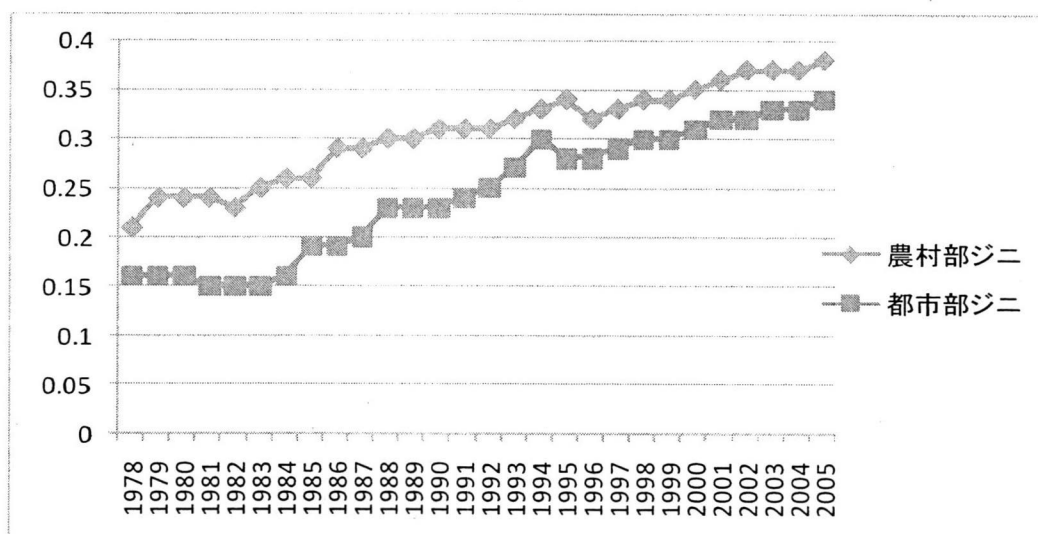
また、2008年李・許は1984年から2007年まで中国不平等の動向をタイル尺度で表した。まず、消費支出によるタイル尺度において、1984年と比較すると、2007年そのタイル係数は0.06から0.195に増え、約2.2倍になった。そして、中国全体の不平等に対する寄与度をみると、1984年-2007年都市と農村間の消費格差は全体不平等に対する寄与度は73%から82%までなのである。次に、所得によるタイル尺度において、1984年の0.025から2007年の0.175に増加し、その都市と農村間の格差の寄与度も56.7%から82.4%まで上った。

以上は中国の都市と農村間の格差を紹介した。この格差は、中国の都市と農村間の経済格差が一貫して非常に大きく、格差の相当部分は制度的差別に起因したものである。また、成長率格差の恒常化傾向は都市農村の経済格差が今後一層拡大する可能性を示唆している（厳、2003）。そして、格差是正の最も重要な課題として、厳（2003）は①すべての国民に教育、移住、就職の平等な権利を制度的に保障すること、②政府による格差是正の能力を高めることを提案した。

2. 都市内部、農村内部の格差

都市と農村間の格差を紹介したが、これから都市と都市、農村と農村の不平等のトレンドについて考察する。世界銀行のデータによれば、改革開放前に中国の都市内部、農村内部のジニ係数はそれぞれ0.16と0.31であったが、1995年0.21と0.34（Yue, Bjorn, Li, 2007）に増え、2005年においては、0.34（張、2006）と0.38（中国国家統計局、2006）となった。

図2 都市部と農村部のジニ係数の推移



出所：薛（2008）「中国の経済発展と所得格差」

さらに、都市部と都市部、農村部と農村部の所得格差は拡大傾向を見られている。厳（2003）の研究によると、都市世帯の所得格差は1984年まで拡大しなかったが、その後は農村世帯のそれより早いスピードで拡大し続けた。農村世帯の所得ジニ係数は1990年の0.294から2004年の0.369へと7.5ポイント上昇したのに対して、都市世帯のそれは0.230から0.350へと12ポイント上がった。

表1 2007年都市部と農村部所得上位と下位の比較

2007年	最低所得層(20%)	最高所得層(20%)	倍率
都市部	10714.66	59018.07	5.5081608
農村部	1346.89	9790.68	7.2691014

出所：『中国統計年鑑2008』より作成

一方、都市世帯と農村世帯の所得5分位をみると、2007年に都市部における世帯一人当たり可処分

所得について、上位 20%の最高所得層は下位 20%の最低所得層の約 6 倍となり、その一方、農村部における世帯一人当たり総収入については、上位 20%の最高所得層は下位 20%の最低所得層の約 7 倍となったことが分かった。農村部格差は都市部より大きいことは一目瞭然である。

表 2 中国不平等に対する要因分解

寄与度	都市と農村間	都市内部	農村内部
1983	78.09	2.04	19.87
1984	75.76	2.1	22.14
1985	76.95	1.99	21.06
1986	74.5	2.04	23.45
1987	74.84	1.95	23.21
1988	74.7	1.89	23.41
1989	73.28	2.43	24.3
1990	74.88	2.17	22.95
1991	75.53	2.25	22.22
1992	73.54	2.86	23.6
1993	75.12	2.87	22.01
1994	73.25	3.12	23.63
1995	70.65	4	25.35
伸び率	-9.5	95.9	27.6

出所：Kanbur and Zhang(1999) Which regional inequality? The evolution of rural-urban and inland-coastal inequality in China

そして、中国不平等に対する都市内部また農村内部の格差の寄与度をみる。Kanbur and Zhang(1999)は 1983 年-1995 年のデータに基づいて、中国の全体の不平等を都市と農村間、都市内部と農村内部との三つの要素に分解した。その寄与度については、全体の不平等の中で、都市内部の格差の寄与度は一番小さい（平均的には 2.4%）が、その伸び率は逆に一番高く、95.9%となった。それは、中国都市内部の格差はどんどん広げていくことを証明できる。その一方、農村部内部の格差が全体不平等に対する寄与度は都市と農村間格差に次に、2 番目となり、伸び率は 27.6%であった。それは農村内部の格差は一貫して大きく、その勢いも続けていくことがわかった。

3. 沿海部¹と内陸部などの地域間の経済格差

中国の経済は改革開放以降、目覚ましい成果を遂げた。しかし、その成果は全国において均一に見られているわけではなく、地域間において大きな経済格差が存在している。沿海部と内陸部などの地域格差が伝統的に都市部と農村部の格差と並んで、問題となっている。

ここで述べた沿海部と内陸部とは、一般的には東部、中部、西部、東北部の四大区分がよく取り上げられている。2005 年中国政府は「第 11 次 5 年計画」を制定するとき、全国を東部、西部、中部、東北部の四大地域に区分した。東部は北京、天津、河北、上海、山東、江蘇、浙江、広東、福建、広西、海南計 11 の省であり、西部は陝西、甘肅、寧夏、青海、新疆、四川、雲南、貴州、チベット、重慶、広西計 11 の省であり、中部は内モンゴル、山西、河南、湖南、湖北、安徽、江西計 6 の省であり、東北部は黒竜江、吉寧、遼寧の 3 省である。

¹ 沿海部とは北京、天津、河北、遼寧、上海、山東、江蘇、浙江、広東、福建、広西、海南計 12 の省である。

東部いわゆる沿海部は、経済が最も発達した地域であり、面積は中国全体の9.6%であるが、表2-2が示すように、人口は総人口の35%にあたりで、国内生産総額は全国GDPの約50%を超えている。

表3 東部・中部・西部・東北部の人口とGDPの動向

	1980		1990		2000		2007	
	人口	GDP	人口	GDP	人口	GDP	人口	GDP
東部	33.9	43.8	34.1	45.9	35.1	53.5	36.4	55.3
中部	28.3	22.3	28.5	21.8	28.1	19.2	27.2	18.9
西部	28.7	20.2	28.5	20.3	28.3	17.3	28.1	17.4
東北部	9.1	13.7	8.8	11.9	8.6	9.9	8.4	8.5
total	100	100	100	100	100	100	100	100

出所：李・許（2008）『中国地域格差の現状と趨勢』

中華人民共和国建国以降は、計画経済体制の下で、沿海地域と内陸地域の経済格差の縮小が試みられてきた。とりわけ毛沢東は、協作区を設立や三線建設²を推し進めるなど、内陸地域の開発に意を注いできた。ところが、改革開放期以降、沿海地域に優先的に優遇政策が適用され、広東省をはじめとする沿海地域が目覚ましい経済発展を遂げる一方で、内陸地域との経済格差が問題視されるようになってきた（磯部、2004）。

坂本（2005）は1952年～2003年のデータを用いて、中国における地域間の格差の動向を検討し、さらに変動係数や対数標準偏差、タイル指数による格差の地帯分析について分析した。結果によれば、東部の地帯内格差が大きく、西部と東西部の格差はそれほど大きなものではなかったが、改革開放を境に東西間の地帯間格差が拡大傾向を示すことが分かった。

一方、中国所得不平等に対する地域間の寄与度をみる。戴（1997）は改革前後40年の時系列データを用いて、タイル尺度によって、中国の地域間格差を沿海11省内の格差（寄与度）、内陸17省内の格差（寄与度）、沿海地域と内陸地域間の格差（寄与度）に3分解した。その結果は、内陸17省内の格差は最小で、しかも徐々に縮小している。従って、中国の地域間格差の動向は主に沿海11の省内の格差と沿海・内陸間格差に左右されている。その中、沿海11の省内の格差は長い間、最も大きかったが、70年代末から急激に縮小し、当該期における全体の格差は主因になった。一方、沿海と内陸間の格差は60年代後期まで縮小を経験した後、拡大の局面が続いたが、80年代には横ばいになった。しかし、90年代からは、再び拡大する傾向を見せ、そして、1992年からはその寄与度は初めて沿海と内陸の寄与度を超え、中国の格差を生み出す重要な要因となった。それとも、2008年の張の分析でも、1978年以来、四大地域間の格差と東部地域内の格差との合計は格差全体のほぼ90%を占め、2005年における四大地域間の格差は全体の55.4%、東部地域内の格差は全体の41.5%を占め、中国において、地域格差が持続的に拡大してきた主な原因は両者の拡大であったという結論を得た。

2. Shorrocks (1982) 要因分解について説明する。

所得格差については、どのような点に着目すればよいのであろうか？それを巡って多くの研究者は様々な研究を進めきた。本研究ではShorrocks (1982)³で提示された所得源泉別（雇用所得、利子所得、財産所得など）に分けて分析する推計法を用いて、中国の所得格差を検討する。そこで、Shorrocks

² 三線建設 1964年～1972年、厳しい国際政治情勢を臨んで、中国は国防戦略上から全国を第1線、第2線、第3線に分けて戦争に備え、沿海と辺境を離れる第3線地帯（西部）の建設を重視。

³ Inequality decomposition by factor components, *Econometrica*, Vol. 50, No. 1

(1982)の所得格差を源泉別で要因分解について、以下、その概略を述べる。

まず、不平等の指標としてはよく知られたのはジニ係数、平均対数偏差 (MLD: Mean Log Deviation)、平方変動係数 (SCV: Squared Coefficient of Variation)、タイル (Theil) 尺度がある。ジニ係数は所得分配、不平等などに関する研究にはよく用いられているが、分解可能性がないという制限がある⁴。一方、分解できる不平等の指標としてはMLD、タイル尺度と平方変動係数がある。MLDとタイル尺度は格差の要因をグループ間の格差とグループ内の格差に分解することができる。特に、MLDは人口構造に着目した要因分解が可能であり、所得格差を年齢階級別の寄与度に分解するという要因分解が可能である⁵。平方変動係数(SCV)は所得の構成要因ごとに分解することが可能であり、それによってどの所得源泉が不平等を導くかが判断できる。

平方変動係数は収入の分散値を平均収入の二乗で除したものである。式で表すと以下のようになる。

$$SCV = \frac{\text{var}(y_{ij})}{\mu^2} = \frac{\frac{1}{n} \sum_i \sum_j (y_{ij} - \mu)^2}{\mu^2}$$

y_{ij} : 第 i 世帯第 j 世帯員の所得

n_{ij} : 第 i 世帯第 j 世帯員のウェイト

μ は y_{ij} の平均値、 n は n_{ij} の合計である。

主体間で所得格差がなければ、すべての ij については $\mu = y_{ij}$ である。要するに、 $SCV=0$ となり、完全平等となる。 SCV の値は大きくなるほど、不平等が増すことと判断される。

Shorrocks(1982)は平方変動係数により、所得格差を所得の種類別に分解して、各々所得源泉が所得不平等への寄与度を推計した。

総所得 Y が k 個の所得要素により成り立っている。すなわち、 $Y = \sum_{k=1}^k Y_k$ となる。本研究では家計総収入が三つの所得要素に構成され、いわゆる賃金、財産収入、移転収入である。

Shorrocks(1982)によると、所得要素 k は家計平均収入不平等の貢献は二つがある。一つは、 k 要素以外の所得源泉は平等に分配されていると仮定したときの家計総収入の SCV 、即ち、 k 要素は総収入の中で不平等を導く唯一な原因である。式で表すと、次のようになる： $C_k^A = I(Y_k + (\mu - \mu_k)e)$ 。そこで、 I は不平等の指標、 Y_k は要素 k の収入で、 $(\mu - \mu_k)e$ は要素 k 以外のほかの所得源泉の平均である。そして二つ目は、第 k 所得源泉は平等に分配された場合と仮定した場合に現在より減少するのである家計総収入の SCV 、即ち要素 k 以外の所得源泉をそのまま変わらずに、要素 k を平等に再分配して、家計総収入の SCV を求める。式で表すと、次のようになる： $C_k^B = I(Y) - I(Y - Y_k + \mu_k e)$ 。そこで、 $I(Y)$ は総不平等係数、 $Y - Y_k + \mu_k e$ は k 要素以外の所得源泉と第 k 所得源泉の平等に分配された平均値の和である。 $I(Y - Y_k + \mu_k e)$ は第 k 要素を平等に再分配された後とほかの所得源泉との合計家計総収入の不平等指数である。従って、所得源泉 k 要素は家計総収入の不平等への貢献は $S(Y_k, Y) = \frac{C_k^A + C_k^B}{2}$ となる。

Shorrocks(1982)の論文の最後では、所得不平等指標平方変動係数を用いて、以上の分解方法で所得源泉 k 要素の不平等への寄与度について説明した。

⁴ 西崎・山田・安藤 (1998)

⁵ 金子・小島・山田 (2003)

$$C_K^A = \frac{\sigma^2(Y_k + (\mu - \mu_k)e)}{\mu^2} = \frac{\sigma^2(Y_k)}{\mu^2}$$

$$C_K^B = \frac{\sigma^2(Y) - \sigma^2(Y - Y_k + \mu_k)}{\mu^2} = \frac{\sigma^2(Y_k) + 2\text{cov}(Y_k, Y - Y_k)}{\mu^2}$$

そして、k要素の不平等への寄与度は $S(Y_k, Y) = \text{cov}(Y_k, Y) = \frac{C_K^A + C_K^B}{2}$ となる。

本研究では以上の所得源泉別の要因分解を用いて、中国 20 の省の都市部階級別での家計総収入の不平等を賃金、財産収入、移転収入に要因分解をし、さらに賃金と移転収入を着目して、要因分解を行う。

3. 所得格差の要因分解

3. 1 データの扱い

中国各省の『統計年鑑』によれば、家計総収入は賃金収入、経営収入、財産収入、移転収入から構成される。そこで、賃金収入は家庭の成員の勤労収入であり、経営収入は家庭の成員は経営活動（例えば小さな店をオープンしたり、屋台を並んだり、家庭の仕事場をやったりする）を通じ、獲得した純収入である。財産収入は預金の利息、不動産を賃貸、保険の収益、配当金、知的所有権などの収入である。移転収入は政府からの移転（年金、社会救済金、失業保険、賠償など）、企業からの移転（住宅手当、辞退金、保険など）、家族からの移転（扶養費、寄贈費など）の合計である。しかし、各省においては経営収入のデータ全部整えていないので、さらに、経営収入は家計総収入の 5%未満で、不平等に与える影響はわずかであるため、本研究では厳密なデータセットをするには家計総収入を賃金、財産収入、移転収入の合計と定義している。すなわち家計総収入による所得の不平等を賃金、財産収入と移転収入との三要素から要因分解ができる。本研究が用いたデータは中国の『統計年鑑』に利用可能な 20 の省の 1998 年から 2006 年までの 9 年間のアンバランスパネルデータである。

3. 2 平方変動係数 (SCV) で見る中国の不平等

まず中国の全体の不平等を見る。ここでは研究対象となる 20 の省について、1998 年から 2006 年までの所得の平方変動係数 (SCV) を用いて、不平等について検討したい。

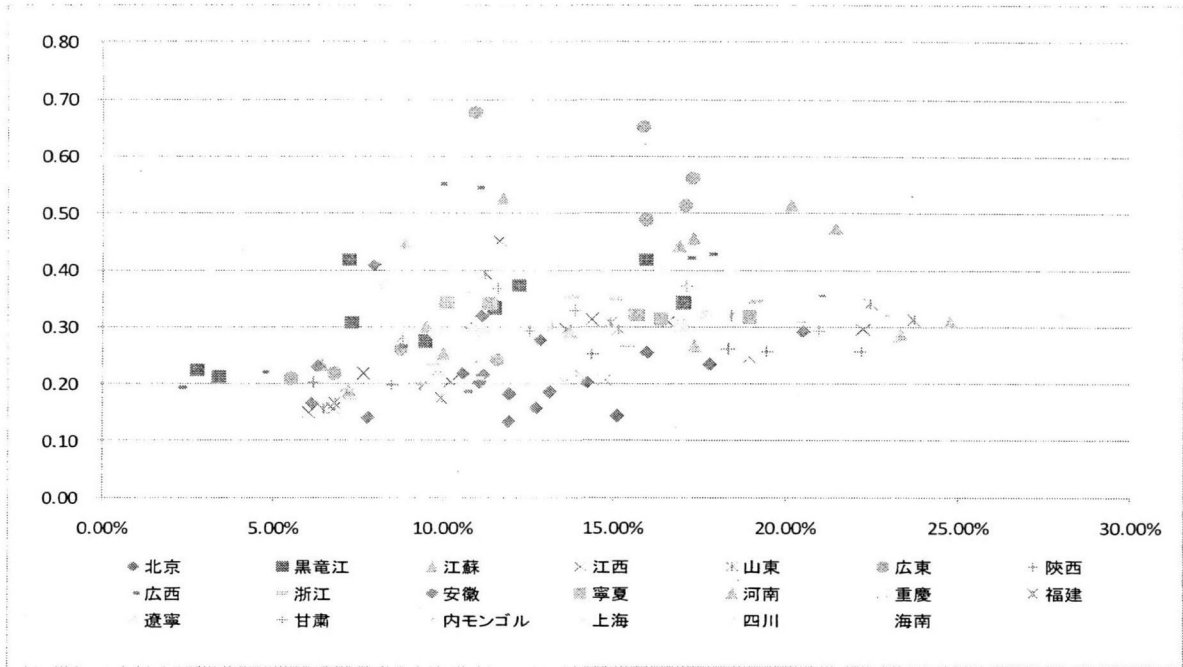
経済成長と不平等との関係に関してはクズネッツ仮説がよく知られている。改革開放以来 30 年間、経済高成長を遂げたに伴い格差も広げた中国は、一体クズネッツ仮説に当てはまるかどうかについて、多くの研究を進めきた。一見して、長期の中国のジニ係数と所得との関係では、強い相関関係がみられ、今後もしばらく経済成長とともにジニ係数も増加すると予想され、地域格差が今後も拡大すると考えられるだろう。

図 3 は中国の 20 の省について 1998 年から 2006 年まで 9 年間で経済成長と不平等の関係を示している。縦軸は不平等係数（平方変動係数）であり、横軸は各省の経済成長率である。9 年間で各省については経済成長と不平等との逆 U 字型の曲線はまだ現れていないが、経済成長に伴う各省の所得格差は拡大していくことが見える。

次に、20 の省が 9 年間において、所得格差の推移を検討する。図 4 を見ると、1998 年から 2006 年において、20 の省の所得格差の推移について以下の二つ特徴がある。

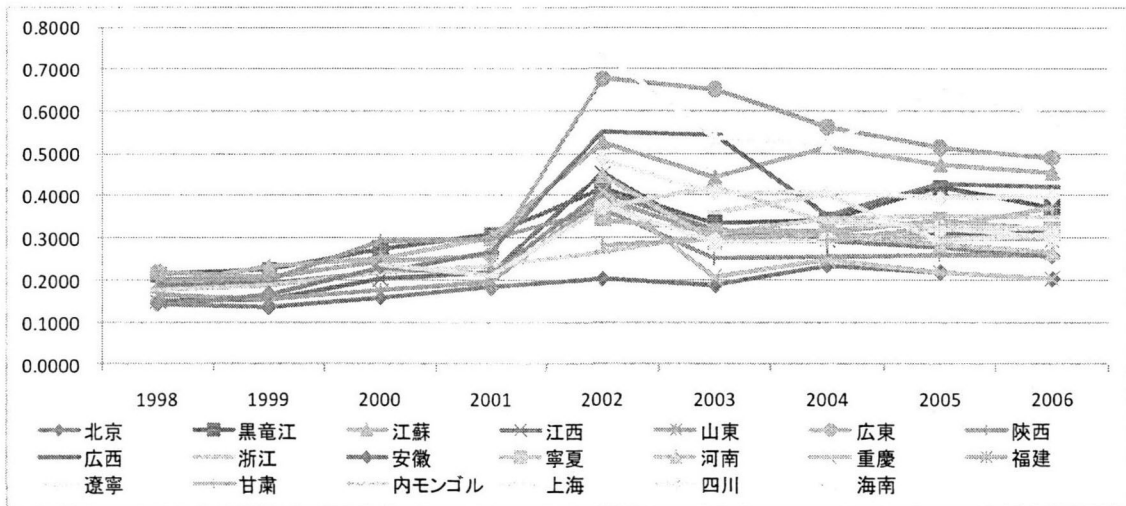
- ① 20 の省は 1998 年から 2006 年においては所得格差が右上がり方向に拡大している。
- ② 1998 年から 2002 年までは所得格差は拡大していくが、2002 年から緩やかに減っていく。

図3 20の省⁶ 1998-2006における経済成長率と不平等の関係



出所：各省『統計年鑑』により作成

図4 20の省の平方変動係数の推移（1998-2006）



出所：各省の『統計年鑑』により作成

3. 3 所得の所得源泉別への要因分解

⁶内モンゴルは2000-2006。寧夏、河南、重慶、福建、遼寧、四川、海南は2002年-2006年。上海は2003-2006。甘肅は2004-2006。

1998年から2006年までの9年間で各省の家計総収入の平方変動係数（SCV）に対する格差の寄与度をみる(附：図①)と、どの省においても、賃金の不平等への寄与度は圧倒的に大きく、その後移転収入は二番目で、最後には財産収入である。

①賃金の所得格差への貢献

賃金収入は都市部居民収入の重要な部分であり、約家計総収入の7割を占めている。本研究はShorrocks(1982)の所得格差を源泉別で要因分解することによって、中国の20の省について、所得の不平等を所得源泉別に分解した。その結果は、賃金収入が所得不平等に与えた影響が一番大きい。

表4は、20の省の賃金の寄与度を時系列で計算したものである。賃金の格差への寄与度をみると、上海、広東、広西、重慶などは、賃金の所得格差への寄与度は余程高く、平均的には8割であった。他の省においても、賃金の寄与度は最低でも6割を超えている。賃金のこのような大きい格差が生じる要因については、今後、より詳細な実証分析を行う必要があるが、今後の課題としたい。

表4 地域別時系列でみる賃金の不平等への寄与度

省	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
北京	61.25%	74.34%	72.02%	72.32%	64.02%	62.21%	68.33%	69.85%	75.32%	68.85%
上海	-	-	-	-	-	87.63%	87.95%	83.51%	85.49%	86.15%
江蘇	62.38%	61.12%	66.94%	65.38%	55.06%	63.37%	64.21%	72.12%	72.01%	64.73%
浙江	68.56%	68.33%	71.12%	71.70%	73.22%	74.64%	74.15%	81.02%	77.83%	73.40%
山東	77.05%	78.17%	84.91%	82.41%	73.84%	75.29%	74.63%	69.58%	72.54%	76.49%
広東	73.92%	79.20%	84.10%	78.86%	79.32%	84.02%	83.39%	85.09%	83.40%	81.26%
福建	-	-	-	-	59.55%	62.32%	62.30%	60.23%	66.84%	62.25%
広西	71.99%	71.51%	74.60%	77.02%	76.70%	73.40%	80.13%	80.12%	80.79%	76.25%
海南	-	-	-	-	57.08%	53.20%	69.61%	72.88%	72.37%	65.03%
安徽	64.30%	66.72%	62.97%	63.67%	57.96%	57.17%	62.89%	63.66%	65.21%	62.73%
内モンゴル	-	-	62.33%	66.36%	64.39%	67.45%	69.90%	68.62%	67.27%	66.62%
江西	61.09%	60.27%	65.57%	72.17%	65.07%	75.23%	71.99%	68.06%	72.49%	67.99%
河南	-	-	-	-	53.77%	52.75%	54.58%	62.15%	66.14%	57.88%
重慶	-	-	-	-	70.97%	82.47%	84.98%	86.79%	89.28%	82.90%
陝西	60.73%	59.70%	60.01%	72.17%	65.34%	70.73%	74.27%	75.60%	70.05%	67.62%
寧夏	-	-	-	-	62.83%	61.65%	64.76%	72.26%	67.94%	65.89%
四川	-	-	-	-	60.50%	67.32%	68.37%	67.67%	69.05%	66.58%
甘肅	-	-	-	-	-	-	75.21%	72.12%	69.06%	72.13%
黒竜江	65.81%	57.13%	54.62%	50.57%	51.18%	59.73%	63.00%	66.37%	59.53%	58.66%
遼寧	-	-	-	-	60.39%	59.93%	63.20%	63.11%	58.75%	61.08%

出所：各省の『統計年鑑』により作成

4. 賃金格差に着目した再分配政策要因分解——中国の所得税税制と累進制の効果

国は不平等を是正するために、高所得者から低所得者へ富を移転することによって所得再分配機能を果たしている。その所得再分配の方法としては二つがあり、一つは社会保障による再分配、もう一つは税金（所得累進税）による再分配である。以上は納税前の階級別で家庭平均所得の不平等について所得源泉別で要因分解をした。その結果は賃金による不平等の寄与度は一番高く、すなわち、中国の家庭平均所得の不平等は大きく賃金の不平等によって導いた。これから、所得累進税を入れて、課税後の家庭平均所得の不平等を検討する。

まず中国の所得税⁷について。

⁷ ここでは所得税というのは個人を単位で、賃金・給与所得を課税するものである。

1980年9月10日第五回全国人民代表大会の第三次会議で『個人所得税法』が制定され、中国では初めて個人の所得税を徴収し始まった。基本的な計算式としては「課税所得金額×税率－速算控除額」となる。課税所得金額というのは毎月の所得から基礎控除とその他所得控除を引いたものである。当時の個人所得税の基礎控除は800元であった。その後20年間、中国経済発展の急成長に伴い、人民の生活水準が高まり、1人当たりの平均収入も大幅に高まった。多くなる人は徐々に所得税を納付する行列の中に入った。そのため、2005年10月の第十回全国人民代表大会の第十八次会議で2006年1月1日から個人所得税の基礎控除は以前の800元から1600元に設定した。その2年後、2007年12月第十回全国人民代表大会の第三十一次会議で個人所得税法改正草案を可決し、基礎控除を2000元に引き上がった。新個人所得税法は2008年3月に実施される。

本研究のデータの扱いは1998年～2006年のアンバランスのパネルデータであり、個人所得税に関する計算の基準は1980年の『個人所得税法』と2005年の『中華人民共和国所得税法实施条例』となり、すなわち、基礎控除は1998年～2005年においては800元となり、2006年から1600元となった。中国の個人所得税は9級の累進税であり、ここで個人所得をXとすると、その所得税の納税額は以下の表4になる。

表4 個人所得税

課税所得金額	税率	速算控除額	基礎控除は800元である時の納税	基礎控除は1600元である時の納税
500元以下	5%	0	$(X-800)5\%$	$(X-1600)5\%$
500元-2000元	10%	25	$(X-800)10\%-25$	$(X-1600)10\%-25$
2000元-5000元	15%	125	$(X-800)15\%-125$	$(X-1600)15\%-125$
5000元-20000元	20%	375	$(X-800)20\%-375$	$(X-1600)20\%-375$
20000元-40000元	25%	1375	$(X-800)25\%-1375$	$(X-1600)25\%-1375$
40000元-60000元	30%	3375	$(X-800)30\%-3375$	$(X-1600)30\%-3375$
60000元-80000元	35%	6375	$(X-800)35\%-6375$	$(X-1600)35\%-6375$
80000元-100000元	40%	10375	$(X-800)40\%-10375$	$(X-1600)40\%-10375$
100000元以上	45%	15375	$(X-800)45\%-15375$	$(X-1600)45\%-15375$

出所：『個人所得税法（1980）』、『中華人民共和国所得税法实施条例（2005）』により作成

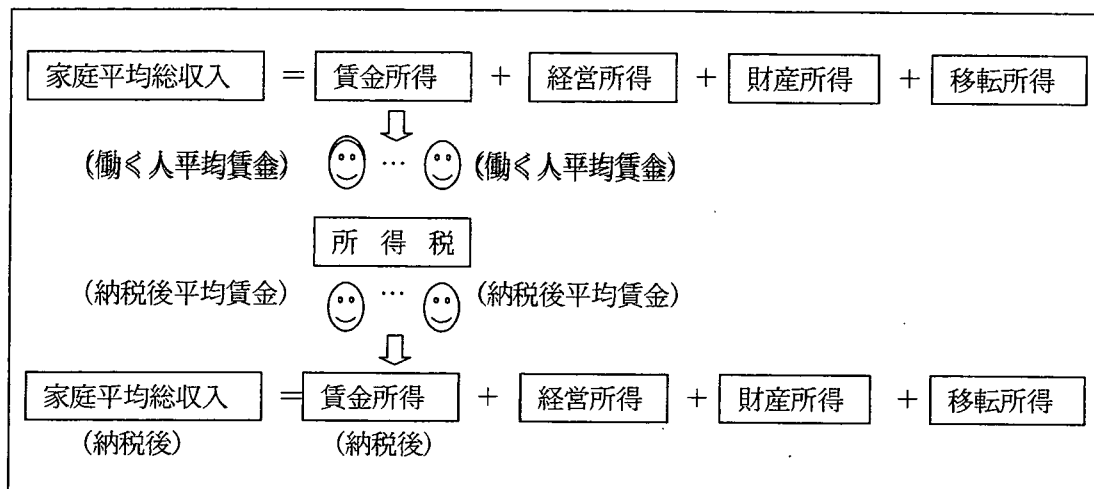
このような中国の累進所得税性の特徴をみるために、日本との対比をしてみると次のようになる。

日本の所得税の課税所得金額は年収から給与所得控除と各種所得控除を引いたものとなる。その中で、所得控除というのは課税される総所得金額から引いて、課税すべきである所得の金額を安くできるものである。その種類としては基礎控除、扶養控除、配偶者控除など15種類がある。それと違って、中国の所得控除の中では扶養控除、配偶者控除などの人的（家族）控除項目を含めていない。いわゆる個人（働く人）を対象とする税負担である。

本研究用いたデータは家庭平均所得の階級別のデータであるため、個人の所得税を計算するときには個人（働く人）の所得（賃金）に戻らなければならない。要するに、家庭平均所得というのは働く人と働かない人（例えば、年配の人と子供）の所得の平均値となるが、所得税はその中で働く人のみに課税するため、階級別の家庭平均所得から働く一人当たり賃金所得に転換する必要がある。劉(2007)によって、次の式を用いた。即ち、「働く人平均賃金所得＝（家庭平均所得×家庭人数）／家庭就職者数」となる。そして、所得税率によって、納税後の働く人平均賃金所得を計算する。しかし、本研究では家庭平均所得の不平等を着目して研究を行うため、最後には階級別の家庭平均所得に戻らなければ

ばならない。図で表すと、以下のようになる。

図3 所得税の課税前後の家庭平均総収入について



出所：筆者作成

分析結果をみると、データが利用可能である13の省（北京、黒竜江、江西、陝西、広西、浙江、福建、内モンゴル、上海、安徽、河南、寧夏、海南）については、どの省においても所得税による再分配後の家計総収入の平方変動係数（SCV）は再分配のよりも小さくなった。即ち、13の省においては1998年から2006年まで、所得税による所得の再分配効果ある。その所得税による所得再分配改善率⁸を見ると、次の表5になる。江西、陝西、広西3省は1998年-2006年の平均再分配効果が比較的に小さいである一方、他の省については、所得税による所得再分配効果が大きいことが分かった。

表5 所得税による所得再分配の改善率

所得税による再分配改善率	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
北京	14.18%	11.42%	13.53%	12.03%	17.46%	18.05%	17.43%	17.80%	16.63%	15.39%
黒竜江	5.45%	9.66%	12.76%	15.80%	14.59%	13.76%	13.47%	12.80%	9.96%	12.03%
江西	1.91%	3.44%	5.92%	6.92%	13.69%	11.35%	12.19%	13.41%	8.80%	8.63%
陝西	4.85%	6.76%	11.23%	10.04%	8.93%	6.62%	7.82%	11.55%	9.43%	8.58%
広西	6.05%	7.27%	7.49%	9.21%	13.77%	14.67%	10.80%	10.95%	10.84%	10.12%
浙江	12.49%	13.16%	13.17%	13.01%	14.58%	14.76%	15.44%	14.08%	14.91%	13.96%
安徽	4.53%	5.50%	10.88%	10.81%	14.77%	14.41%	13.60%	14.64%	10.70%	11.09%
内モンゴル	-	-	10.65%	9.38%	16.56%	16.07%	15.31%	16.16%	10.68%	13.54%
寧夏	-	-	-	-	11.88%	11.95%	12.66%	11.00%	11.90%	11.88%
河南	-	-	-	-	16.81%	15.97%	16.73%	14.22%	9.23%	14.59%
福建	-	-	-	-	16.04%	12.47%	18.42%	19.60%	16.02%	16.51%
海南	-	-	-	-	19.69%	17.53%	12.28%	15.43%	12.85%	15.56%
上海	-	-	-	-	-	13.14%	13.62%	13.74%	16.24%	14.19%

出所：各省の『統計年鑑』により作成

⁸ 所得税による再分配改善率 = (再分配前のSCV - 再分配後のSCV) / 再分配前のSCV

再分配後の家計平均所得の不平等を源泉別で要因分解すると、所得税を課税後の所得格差への寄与度について、賃金は課税前と同じように一番大きくて、所得の構成要素の中で格差を導く重要な原因となっている。ただし、寄与度は課税前より少し小さくなっている。

要するに、所得税の再分配効果は中国の各省において大きさはちょっと若干違うが、中国の社会で役割を果たしていることは確実である。

5. 移転収入に着目した再分配政策要因分解

前述したように、移転収入は賃金に次いで所得格差の大きな要因である。本節は家計収入の中の移転収入に着目して、四つの省（広東、山東、遼寧、陝西）を例として、不平等に影響を与える要因を分解する。まず移転収入について、以下のように定義された。中国統計局によれば、移転収入とは国家、企業また家族、親友から世帯家庭への移転支出と各家庭間の収入の移転である。具体的には年金、失業救済金、賠償、辞退金、保険収入、住宅手当、扶養収入、寄贈収入、親友と食事する収入、記帳手当とその他である。その中で、年金、失業救済金と賠償は国家からの移転収入、辞退金、保険収入と住宅手当は企業からの移転収入、その残りは家族からの移転収入と見なす。すなわち、扶養収入、寄贈収入、親友と食事する収入、記帳手当とその他である。

これから移転収入による不平等を国家、企業、家族からの移転という要素で要因分解する。データの制限で4の省、広東、陝西、山東、遼寧について移転収入の不平等を要因分解し、その結果は、附図②になる。広東省は2003年までには家族からの移転が移転総収入不平等への寄与度は一番高く、2004年から国家からの移転に次ぐ2番となった。その一方、陝西、山東、遼寧省については、2002年から2006にかけて、国家からの移転は移転総収入の不平等への寄与度は高く、そして、家族からの移転と企業からの移転という順となっている。

図5-①

